

介護保険は、40歳以上の方からの保険料をもとに、介護を社会全体で支える制度です。財源は国・県・町が半分を負担し、残りの半分を介護保険加入者の保険料により運営されています。



今回は「介護保険料」についてご説明します。

保険料額について

年金の受給額により「特別徴収」と「普通徴収」に分けられます。

◎特別徴収

年金の年額が18万円以上の方は年金からの差し引きで保険料を納めます。

※年金の定期払い(年6回)の際に、あらかじめ差し引かれます。対象となる年金は、老齢・退職・遺族・障害年金です。

65歳以上の方(第1号被保険者)と、40歳以上65歳未満の方(第2号被保険者)に分けられ保険料が設定されます。

65歳以上の方の保険料は、介護サービスの提供に必要な費用などに応じ、保険料の基準額が決定されます。

この基準額をもとに、被保険者の所得段階別に応じた保険料が計算されます。

また、保険料は3年ごと

※年金額が18万円以上の方でも年度途中で65歳になつた時・保険料額や年金額が変更になつた時など、納付書による納付となる

に見直されます。

※平成20年までの当町の基準額は年額3万6,000円(月額3,000円)です。

介護保険料の納め方

◎40歳以上65歳未満の方
それぞれが加入してい
てください。

【1年以上滞納した場合】
サービス利用料をいつ
たん全額自己負担し、申

【2年以上滞納した場合】
期間に応じて利用者負
担(通常1割)が3割に
引き上げらたり、高額介
護サービス費も受けられ
なくなります。

また、滞納が続く場合
は、差し止められた額から滞納保険料が差し引かれます。
【1年6ヶ月以上滞納した場合】
保険給付分の一部または全部が差し止めとなります。

る医療保険の算定方法に
より決められ、医療保険
料と合わせて納めます。

介護保険料を滞納すると…

請により保険給付費(9割)の払戻しを受ける
「償還払い」に変更になります。

平成20年度の保険料額(第1号被保険者)

| 段階 | 対象者 | 保険料(年額) |
|------|--|------------------|
| 第1段階 | 老齢福祉年金の受給者で、本人および世帯全員が住民税非課税の方 生活保護の受給者 | 基準額×0.5=18,000円 |
| 第2段階 | 本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方 | 基準額×0.5=18,000円 |
| 第3段階 | 世帯全員が住民税非課税で第2段階に該当しない方 | 基準額×0.75=27,000円 |
| 第4段階 | 本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)の方 | 基準額=36,000円 |
| 第5段階 | 本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満の方 | 基準額×1.25=45,000円 |
| 第6段階 | 本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上の方 | 基準額×1.5=54,000円 |

◆問い合わせ

福祉課介護班

☎ 841-2577

保険料は、わたしたちの町の介護保険を運営していく大切な財源です。介護が必要になったときに、安心して介護サービスが利用できるよう保険料は必ず納めましょう。